

広告付きユニフォームの使用禁止について

最近、メーカーのネームやロゴが大きく入った安価な『広告付きユニフォーム』が多く出回っていますが、高等学校体育連盟の活動は、『学校教育の一環として行われるものであり、アマチュア・スポーツマン精神に則り実施されなければならない。』（高等学校体育連盟競技者及び指導者規程）であることから、高等学校体育連盟が主催する大会ではこれらの『広告付きユニフォーム』の着用は認められておりません。

11月以降の高体連主催大会（新人大会以降）からは、『広告付きユニフォームの使用禁止』を徹底してまいりますので、高等学校体育連盟の規定及び日本卓球ルールを正しくご理解いただくとともに、規定・ルールの遵守をお願いいたします。

広告付きユニフォームとは

日本卓球ルールでは

「**通常用いる競技用服装メーカーの商標、シンボルマークあるいはネームは、全面積が240^{cm}以下であること。**」（日本卓球ルール2.2.5.8.1）

とされており、このほかに認められるのは

「**競技者が所属するチームに関わる広告（高体連主催大会の場合は選手が所属する学校の校章や学校名など）**」

のみになります。

これ以外の商標・シンボルマーク・ネームが入ったユニフォームはすべて『広告付きユニフォーム』となります。メーカーの商標、シンボルマークあるいはネームの全面積が240^{cm}を越えているユニフォーム（胸や背中に大きく「**■ndo■o**」とか「**▲ON▲C**」と入っているなど）や、所属チーム以外のチーム名（通っている卓球スクールの名前など……サイズは240^{cm}以下でも）が入ったユニフォームもすべて『広告付きユニフォーム』です。